

吹田市長 宛

吹田市徘徊高齢者SOSネットワーク 誓約書

吹田市徘徊高齢者SOSネットワークを利用するにあたり、下記の事項を十分に理解し、厳守することを誓います。

記

※下記すべてにチェック☑してください。

- 1 みまもりあいステッカーの利用申請について
新規申請後、利用決定通知書やみまもりあいステッカーが郵送されるまでに利用者に入院や施設※入所等の状況の変化があり、みまもりあいステッカーの利用が不要となった場合は、速やかに高齢福祉室支援グループへ連絡し、申請取り下げをします。また、利用決定以降は、再度新規申請できない場合があることに同意します。
※施設…市内のグループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム以外の施設
- 2 みまもりあいステッカーの利用について
新規申請の場合、みまもりあいステッカーの利用にあたり、後日利用決定通知書とともに郵送される取扱説明書を確認し、受け取り後すぐに緊急連絡先の登録手続きを必ず行います。手続きを行わなかった場合、発見者からの連絡が繋がらないことに同意します。なお、みまもりあいステッカーは、いかなる場合であっても追加・再発行できないことに同意します。
- 3 利用者が行方不明になった場合について
まず吹田警察署生活安全課（住所：吹田市穂波町13-33 電話：（代）06-6385-1234）、若しくは最寄りの警察署に捜索依頼を行います。次に、スマートフォンを利用できる場合は、みまもりあいアプリで捜索依頼を行います。
- 4 住所・緊急連絡先等の変更について
初回の利用期間中（利用決定の日が属する月の翌日から起算して12か月間をいう。）に変更が生じた場合は、速やかに高齢福祉室支援グループへ変更届を提出後、登録変更の手続きを必ず行います。
なお、緊急連絡先の登録に必要な暗証番号4桁を忘れた場合、緊急連絡先の変更ができないことに同意します。
- 5 登録の廃止について
初回の利用期間中（利用決定の日が属する月の翌日から起算して12か月間をいう。）に次のいずれかに該当した場合は、速やかに高齢福祉室支援グループへ廃止届を提出します。徘徊のおそれがなくなった時、市外へ転出した時、施設へ入所した時、病院に長期入院となり在宅へ戻る可能性がない時、亡くなった時、その他、本事業が不要となった時。
廃止届の提出がなく、市が上記の状況を把握した場合は、市の判断で廃止となることに同意します。
なお、本市の事業は一度登録を廃止した場合、2回目の利用はできないことに同意します。
- 6 聞き取り調査等について
申請後、市が利用者の状態に関する聞き取り調査をする必要があると判断した場合、聞き取り調査に協力します。また市からの電話や文書での連絡に対応します。なお、市からの聞き取り調査ができない場合や、長期間連絡が取れない場合等は、市の判断で申請の却下や登録の廃止となることに同意します。

申請者

住所

氏名
